

広島県子ども・子育て審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県子ども・子育て審議会条例(平成25年広島県条例第45号。以下「条例」という。)第9条の規定により、広島県子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠の委員の所属)

第2条 補欠の委員は、前任者と同一の部会に属するものとする。

(代理人の出席等)

第3条 会長は、審議会の委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(部会)

第4条 審議会は、こども計画、子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援行動計画の記載事項に関する内容等を調査審議するため計画部会を、保育所及び幼保連携型認定こども園に関する事項を調査審議するため保育部会を、里親登録等に関する事項を調査審議するため支援部会を、広島県こども家庭センター(支所を含む。)の処遇等に関する事項を調査審議するため処遇審査部会を、児童虐待による死亡事案の検証等に関する事項を調査審議するために事例検証部会を置く。

2 部会の分掌は、別表のとおりとする。

3 審議会は、第2項の分掌について、部会の議決をもって審議会の決定とする。

4 部会の議決は条例第7条第7項の規定による。ただし、緊急の事案について、部会長が特に必要があると認めるときは、持ち回りの方法により議事及び議決を行うことができる。

(会議の公開)

第5条 審議会及び部会の会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の保護等に配慮が必要な場合及び公開することにより特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあると認められる等の場合は、審議会においては会長が、部会においては部会長が非公開とすることができる。

2 会議の公開方法については、審議会においては会長が、部会においては部会長が別に定める。

3 会議の公開又は非公開の区分及び公開の方法又は非公開の理由は、あらかじめ公表するものとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、別表に掲げる庶務担当課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年1月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年3月20日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、令和元年 5 月 10 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、令和 3 年 10 月 22 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、令和 4 年 9 月 2 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、令和 8 年 3 月 日から施行する。

別表（第 4 条、第 6 条関係）

部 会 名 (庶務担当課名)	分 掌
計画部会 (子供未来応援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県こども計画の策定に関する事（こども基本法第 10 条第 1 項） ・教育・保育の提供に係る区域の設定に関する事。（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 1 号） ・各年度における幼児期の教育・保育の見込み、実施しようとする幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 1 号） ・幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期に関する事（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 2 号） ・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町との連携に関する事（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 3 号） ・特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 4 号） ・地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 4 号） ・保護を要する子どもの養育環境の整備、障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する施策の実施に関する事（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 5 号） ・施策の円滑な実施を図るために必要な市町との連携に関する事（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 6 号） ・市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事（子ども・子育て支援法第 62 条第 3 項第 1 号） ・教育・保育情報の公表に関する事（子ども・子育て支援法第 62 条第 3 項第 2 号） ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な

	<p>雇用環境の整備に関する施策との連携に関すること（子ども・子育て支援法第62条第3項第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標に関すること（次世代育成支援対策推進法第9条第2項第1号） ・実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期に関すること（次世代育成支援対策推進法第9条第2項第2号） ・次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期に関すること（次世代育成支援対策推進法第9条第2項第3号） ・その他子供・子育て行政（保育部会の所掌を除く）に関すること
<p>保育部会 （安心保育推進課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私立の保育所（指定都市又は中核市の区域内に所在する施設を除く。以下同じ。）の設置の認可に関する知事の諮問に係る答申（児童福祉法（昭和22年法律第64号）第35条第6項） ・児童福祉施設の事業停止命令に関する知事の諮問に係る答申（保育所に関するものに限る。）（児童福祉法第46条第4項） ・認可外施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令に関する知事の諮問に係る答申（保育所に関するものに限る。）（児童福祉法第59条第5項） ・私立の幼保連携型認定こども園（指定都市又は中核市の区域内に所在する園を除く。以下同じ。）の設置又は廃止等の認可に関する知事の諮問に係る答申（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）第17条第3項） ・幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する知事の諮問に係る答申（新認定こども園法第21条第2項） ・私立の幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可の取消しに関する知事の諮問に係る答申（新認定こども園法第22条第2項） ・児童生徒への性暴力により保育士登録を取り消された者等の再登録に関する知事の諮問に係る答申（児童福祉法第18条の20の2第2項）
<p>支援部会 （こども家庭課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・里親の<u>登録又は認定に関する知事の諮問に係る答申（児童福祉法施行令第29条、里親制度運営要綱（「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号））第3の2）</u> ・児童福祉施設の事業停止命令に関する知事の諮問に係る答申（他の部会の所掌に属するものを除く。）（児童福祉法第46条第4項） ・児童及び知的障害者の福祉のための、芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等への勧告（児童福祉法第8条第9項） ・母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付停止に関する知事の諮問に係る答申（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条及び第38条） ・無認可施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令に関する知事の諮問に係る答申（他の部会の所掌に属するものを除く。）（児童福祉法第59条第5項）
<p>処遇審査部会 （こども家庭課、安心保育推進課、障害者支援課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関する調査審議及び意見具申（児童福祉法第11条第1項第2号）</u> ・<u>措置を採る場合又は措置の解除、停止、変更する場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるときに関する知事の諮問に係る答申及び知事からの報告の受理（児童福祉法第27条第6項、児童福祉法施行令第31条）</u> ・児童虐待に係る知事からの報告の受理（児童虐待の防止等に関する法律第13条の5） ・被措置児童等虐待（<u>児童自立生活援助事業者、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業者、病児保育事業、意見表明等支援事業者、妊産婦等生活援助事業者、里親、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、認可外保育施設、指定発達支援医療機関及び一時保護施設（一時保護委託先を含む。）</u>）<u>に対して県が講じた措置についての報告の受理、報告に係る知事への意見具申並びに関係者に対する説明、資料提出及</u>

	<p><u>び協力の要求（児童福祉法第 33 条の 15 及び第 33 条の 16 の 2 第 3 項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>入園児虐待（幼保連携型認定こども園）に対して県が講じた措置についての報告の受理、報告に係る知事への意見具申並びに関係者に対する説明、資料提出及び協力の要求（新認定こども園法第 27 条の 6）</u>
<p>事例検証部会 （こども家庭課、子供未来応援課、安心保育推進課、障害者支援課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 児童虐待を受けた児童がその心身に著しい重大な被害を受けた事例等の検証及び関係行政機関への意見具申（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 5 項） • <u>その他児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等に関する知事の諮問に係る答申又は関係行政機関への意見具申（児童福祉法第 8 条第 2 項及び第 4 項、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 7 条、母子保健法第 7 条）</u>